

家庭学習のためのタブレット端末貸出について

茅ヶ崎市教育委員会
茅ヶ崎市立梅田中学校

「GIGAスクール構想の実現」の趣旨に基づき、茅ヶ崎市立小・中学校に通学する児童・生徒の家庭での学習利用のためのタブレット端末の貸出を、次のとおり実施します。

つきましては、家庭におけるタブレット端末の利用に際し、下記の確認書の提出をお願いします。

貸出期間は、卒業までとしますが、確認書は年度ごとに提出していただく必要があります。

【貸出に係る留意事項】

タブレット端末の取り扱いについては、次の点にご留意ください。

- タブレット端末は学習での利用を目的に貸出するものとなります。学習の用途以外での使用はしないでください。
- 公序良俗に反する、法に触れる、あるいは極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。本市においてタブレット端末の通信記録や Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。
- 転出や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了するまでに、タブレット端末を遅滞なく返却してください。
- タブレット端末の利用にあたって、次の事項の遵守をお願いします。次の事項が守られず、タブレット端末が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、修理費等の負担をしていただく場合があります。
 - ・精密機器につき、丁寧かつ適正に取り扱うようにしてください。
 - ・他者への転貸（また貸し）や転売をしないでください。
 - ・タブレット端末には、不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリングを設定しています。フィルタリングや端末の設定の変更をしないでください。
- タブレット端末について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合には、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。
- 故障と判断した場合でも、無断で修理をしないでください。
- 特に、盗難等の被害にあった場合には、速やかに警察に届け出て、その証明を受けてください。

-----切り取り-----

年 月 日

家庭利用に係るタブレット端末借用確認書

端末番号（学校記入）

学校長 様

タブレット端末の貸出を受けるにあたり、次のとおり確認しました。

○確認事項（☑を付けてください）

「貸出に係る留意事項」を確認し、借用したタブレット端末を丁寧かつ適正に取り扱うことを含め、すべての事項を遵守します。

茅ヶ崎市立 _____ 学校

_____ 年 _____ 組 _____ 番

お子様氏名 _____

保護者氏名 _____

印 _____

